

さつま町立学校の学校職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

【令和8年度～11年度】



令和8年4月

さつま町教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨、現状 1
- 2 目標 2
- 3 計画の期間 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . 2～5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本町では、令和7年3月に策定した第3次教育振興基本計画において、教育の目的を、「誰一人取り残さない学びの保障」を通じて、個人も社会も、現在から将来にわたって幸せで満ち足りた状態になることを実現することと定めています。「学校における働き方改革」は、先に述べた、さつま町が目指す教育を実現するために不可欠であり、本計画を策定し実行することで、学校職員の業務負担を軽減し、子どもたちへのより質の高い教育の実現を目指します。

(2) 本町の現状

本町では、令和元年12月、「教師の勤務時間の上限に関する指針」を定め、令和2年10月「さつま町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する指針」として見直し、さらに、令和4年10月に再度見直しを行い、学校職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における学校職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度における学校職員の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.80時間	18.36%	1.84%
中学校	月30.77時間	18.95%	0.2%

時間外在校等時間が45時間を超える学校職員の割合が小学校で18.36%、中学校で18.95%と多くなっています。特に、教頭の業務の負担感が大きくなっており、学校職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

学校職員一人一人が、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかねばなりません。

こうしたことを踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて、本計画を策定するものです。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を学校職員100%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする 【本町R6 ; 12.8日】
(県R6 ; 13.5日)

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする 【本町R6 ; 6.7%】
(全国R6 ; 11.7%)

ストレスチェックにおける健康リスクの値を98以下とする 【本町R6 ; 93】
(全国標準集団平均100)

教頭の業務改善を推進し、時間外在校等時間を45時間以下に削減する 【本町R6 ; 66.48h】

学校職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、令和8年度、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し ※ 業務3分類表は別紙

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 (「3分類」①関係) 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) (「3分類」③関係)
給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和7年度から公会計化を実施している。
学校徴収金については、今後研究していく。

(ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（「3分類」④関係）
令和8年度、地域学校協働活動をコーディネートする人材を配置し、関係者間の連絡調整を担っていく体制づくりを推進する。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

令和8年度中に、直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

学校への依頼を精選・吟味し、校務支援システムの機能等を活用することによって、事務負担を軽減する。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

各学校での校務分掌を見直し、担当者が抱え込むことのないよう工夫するとともに、事務職員等の積極的な参画を促す。

(ウ) ICT環境整備・活用支援業務（「3分類」⑧関係）

ICT支援員を来年度（令和8年度）も継続して雇用し、各学校に定期的に派遣する。これにより、校内ネットワークや端末のトラブル対応、授業におけるICT活用支援など、学校職員のICT業務に係る負担を軽減し、授業の充実を図る。

(エ) 小学校におけるプール管理（水泳指導）（「3分類」⑨関係）

令和8年度から、小学校の水泳指導について、合同学習方式の導入や、公共施設等の活用を推進する。これにより、小学校4校の学校プール管理の業務（清掃、水質管理等）を廃止する。

(オ) 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

校舎の開錠・施錠が教頭職等の特定の職員に集中することがないように、職員の役割分担を徹底する。

(カ) 学校の花壇等の環境整備（灌水・除草等）に係る業務

（「3分類」⑫関係）

学校運営協議会等と協議し、花壇等の灌水や除草などの環境整備に係る業務について、地域住民やボランティア等の協力を得て実施する体制を構築し、職員が担う業務を軽減する。

(キ) 部活動（「3分類」⑬関係）

令和8年度中に、一部の部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
授業準備や評価に関する業務等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
校務支援システムの機能等を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- (イ) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
令和8年度から、水泳指導について外部指導者へ指導を依頼し、児童の泳力向上と学校職員の指導力向上を図りつつ、学校職員の指導に係る負担を軽減する。水泳大会への外部指導者の協力について検討する。
- (ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）
スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を促し、専門的な知見を活用しつつ学校職員が連携・協働した支援体制を構築する。
さつま町で既に配置しているスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、家庭・地域との連携を強化することで、学校職員の個別対応に係る業務負担を軽減するとともに、児童生徒へのきめ細かな支援体制を充実させる。
特別支援教育支援員の学校への派遣を継続する。
- (エ) 町小学校陸上記録会、水泳大会については陸上競技協会、宮之城水泳協会等との連携について検討する。

(2) 学校・教育委員会における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- イ 学校の施設等の管理業務について、管理職に限定せず、可能な職員による当番制の導入や役割分担を明確化し、管理職の業務負担軽減を図る。
- ウ 学校職員校務分掌による業務負担の平準化を図る。
- エ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 学校職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた学校職員に医師による面接指導

を促す。

イ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

エ 年次有給休暇について、まとまった日数で連続して取得できるよう、推奨する。

オ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、夏季休業等の期間中に5日間一斉閉庁期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、さつま町内各学校の学校職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、町のHPで公表する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校校長及び当該職員に聞き取り・指導等を実施する。
- (4) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行う。